

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町●●●
事業所名 群馬●●株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付申請書

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金について、群馬県補助金等に関する規則第4条及び群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請額

金 200,000 円

(内訳)

対象自動車	交付申請日時点の車両数	車両数に応じた額
一般乗合旅客自動車	台	円
一般貸切旅客自動車	台	円
一般乗用旅客自動車	台	円
貨物自動車	20 台	200,000 円

申請担当者

役職・氏名	取締役 群馬 花子
所属部署	人事部人事課
電話番号	027-226-●●●●
E-mail	Gunma●●@●●.●●

支援金振込先口座

振替金融機関名	●●銀行
本・支店名	●●支店
預金の種別	普通
口座番号	1234567
(フリガナ)	○○ ○○ アカギタロウ
預貯金口座名義	○○ ○○ 赤城太郎

添付書類

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し。又は貨物自動車運送事業法第3条に基づく貨物自動車運送事業の許可書もしくは証明願の写し
- (2) 令和8年4月1日の時点において、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業で使用している車両又は貨物自動車運送事業に使用している車両について証する書類（車両の自動車検査証記録事項の写し）
- (3) DXによる業務効率化に資するシステムの導入計画、システム導入の契約書の写し
- (4) 申請車両の一覧
- (5) 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- (6) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写しまたは貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき関東運輸局に提出している事業報告書一式の写し
- (7) 県税に滞納がないことを証する書類
- (8) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (9) 不法就労対策に係る誓約書
- (10) その他申請に必要な書類

様式第4号（第13条関係）

第 号
令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

住 所 群馬県前橋市大手町 ●●●
事業者名 群馬●●株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金状況報告書

令和○年○月○日付け第○○○—○号をもって交付決定通知のありました標記支援金について、群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱第13条の規定により、別紙のとおり報告します。

(参考様式)

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金
業務DX導入計画

事業者名 群馬●●株式会社

1 導入を予定しているシステム等

- 遠隔点呼システム
- 自動点呼システム
- 運行計画作成システム
- 配車アプリ
- 業務受発注管理システム
- その他

(具体的に記入：)

2 システム等事業者

事業者名 ○×▲株式会社

事業者所在地 群馬県高崎市●●●

3 システム等導入により目指す1日あたりの業務効率化の時間

- 1時間程度 1時間以上～2時間未満 2時間以上～半日未満
- 半日以上～1日未満 1日
- その他 (具体的に記入：)

4 システム等導入により目指す業務効率化の内容

運行の安全を確保するため、点呼は原則対面で実施することとされているが、本システムの導入により、離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施することが可能となり、運行管理者がドライバーのいる営業所まで移動する必要がなくなり、移動時間を大幅に削減できる。

5 導入経費

遠隔点呼システム：160万円(2営業所分)

6 導入時期(予定)

令和8年8月導入予定

7 提出書類

システム導入の契約書の写し

以下のポイントを踏まえて記入をお願いします。

- ・導入前および導入後はどのように業務をしているか
- ・導入前後を比較してどのように効率化がされたか

(参考様式)

群馬県交通運輸事業者物価高騰対策支援金
業務DX実績報告書

事業者名 群馬●●株式会社

1 導入したシステム等

- 遠隔点呼システム
- 自動点呼システム
- 運行計画作成システム
- 配車アプリ
- 業務受発注管理システム
- その他

(具体的に記入：)

2 システム等事業者

事業者名 ○×▲株式会社

事業者所在地 群馬県高崎市●●●

3 システム等導入による1日あたりの業務効率化の時間

- 1時間程度 1時間以上～2時間未満 2時間以上～半日未満
- 半日以上～1日未満 1日
- その他 (具体的に記入：)

4 システム概要 (システム導入状況がわかる写真を添付)

遠隔点呼システム：160万円 (2営業所分)

5 導入時期

令和7年5月導入

(参考様式)

以下の車両を申請する。

一般乗合旅客自動車は自主運行に使用している車両のみを申請する。

一般乗用旅客自動車は市町村から依頼されて運行する車両を除きを申請する。

(申請車両一覧表)

番号	車名	自動車登録番号	車検有効期限	備考
1	いすゞ	前橋100あ ●●●●	令和 ●年 ●月 ●日	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

(注記)

注1 行が不足する場合は追加してよい。

注2 自動車検査証記録事項の写しは、この一覧表に記載された順番のとおり整理して添付すること。

暴力団排除に関する誓約書

令和8年 ●月 ●日

群馬県知事 山本 一太 様

所在地 群馬県前橋市大手町●●●●
(個人の場合は、住所)
商号又は名称 群馬●●株式会社
(個人で屋号がない
場合は、記入不要)
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を群馬県知事から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、群馬県知事に報告し、警察に通報します。

不法就労対策に係る誓約書

令和8年●月●日

群馬県知事 あて

所在地 群馬県前橋市大手町●●●
商号又は名称 群馬●●株式会社
代表者職氏名 代表取締役社長 群馬 太郎

私は、下記の事項について誓約します。

記

自己又は自社の役員等及び雇用者は、次の各号に該当する行為は行いません。

- (1) 不法就労
- (2) 不法就労助長

(参考)

1 不法就労

出入国管理及び難民認定法に違反する次に該当するもの。

- (1) 不法滞在者や被退去強制者が、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「働くこと」という。）を行うこと。
- (2) 就労できる在留資格を有していない外国人が出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くこと。
- (3) 外国人が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くこと。

2 不法就労助長

不法就労をさせたり、あっせんすること。